

7／30（金）の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～



報道発表資料の配付日時 7月30日（金）15時00分

発表項目 (行事名)	北海道内の国有林及び道有林における令和3年度狩猟期間の対応について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
			発表場所
概要	<p>○ 平成30年11月、恵庭市の国有林内で、狩猟者が森林管理局職員をエゾシカと見誤って発砲し、死亡させるという事故が発生しました。</p> <p>この事故以降、北海道森林管理局、北海道及び北海道獵友会では、3者が連携して狩猟期間内の銃猟安全対策に取り組んできたところですが、令和3年度においても、引き続き、国有林、道有林内に、森林作業者やレクリエーションでの入林が見込まれることより、銃猟ができない区域（「銃猟立入禁止区域」）を設定するなどの安全対策を徹底することで「銃猟立入禁止区域」以外での「平日の一般銃猟」を可能とすることとしました。</p> <p>なお、安全狩猟のための取組と併せて、エゾシカ被害防止のための捕獲対策も進めることとしていますので、お知らせします。</p> <p>○ 詳細は、別紙のとおりです。</p>		
参考			

報道（取材）に当たってのお願い	令和3年度（2021年度）の狩猟期の安全確保に向け、積極的な広報をお願いします。
他のタラフとの関係	同時配付

担当 (連絡先)	環境生活部環境局自然環境課（担当：課長補佐 武田） TEL ダイヤルイン 011-204-5205 内線 24-384
-------------	---

【プレスリリース】

北海道内の国有林及び道有林における令和3年度狩猟期間の対応について

令和3年7月30日

北海道森林管理局

北 海 道

北 海 道 猟 友 会

平成30年11月20日に発生した、狩猟者の誤射による北海道森林管理局職員の死亡事故を踏まえ、令和2年度の狩猟期間においては、北海道森林管理局、北海道、北海道獵友会の3者が連携し、銃猟安全対策に取り組んできたところです。

この度、令和3年度狩猟期間においても、森林内作業者等の安全確保の徹底を図るため「銃猟立入禁止区域」を設定し、以下のとおり3者が連携して銃猟安全管理に取り組むとともに、狩猟者に対しても徹底した安全行動を求めることにより、昨年同様、「銃猟立入禁止区域」以外での「平日の一般銃猟」を可能とすることを継続しますのでお知らせします。

また、エゾシカ捕獲対策についても引き続き連携して取り組むこととしたのでお知らせします。

記

1 安全管理に関する取組

(1) 銃猟の安全管理の徹底について

- 北海道エゾシカ対策推進条例に基づく地域協議会において、関係機関により狩猟事故の防止について協議し、森林内での銃猟安全対策の徹底を図ることとします。
- 関係機関による合同狩猟パトロール（特に、狩猟解禁日において全振興局管内で一斉実施など狩猟期間前半の取組を強化）を実施し、警察との連携により違反行為に対しては厳しく対応します。
- 獣猟免許更新、狩猟者登録、獵友会支部総会などあらゆる機会を利用した、銃猟安全の徹底を強く呼び掛けます。
- 北海道獵友会においては、事故再発防止に組織を挙げて取り組んでいくこととし、引き続き、実猟研修・練習射撃等を実施し、会員の指導強化に取り組みます。

(2) 国有林（北海道森林管理局）及び道有林の対応

- 国有林及び道有林においては、森林作業や一般的なレクリエーションなどの入林が見込まれる区域を「銃猟立入禁止区域」とし、当該区域に通じる全ての林道等の入り口にはゲートを、事業地等の周辺には、バイロンコーン等を設置することとし、さらに、「発砲禁止」ののぼり旗、注意喚起看板等を設置（色、表示内容を統一）することにより、森林内作業者等の安全を確保するとともに、狩猟者等への注意喚起を徹底します。
- 森林内作業者の安全対策として、目立つ色の服装等を徹底します（オレンジヘルメット、オレンジベスト（ヤッケ）等）

2 エゾシカ捕獲対策の推進について

- 北海道森林管理局においては、これまで実施してきた市町村と連携して行う有害鳥獣捕獲（連携捕獲）や森林管理署主体の捕獲事業、また、市町村等における有害鳥獣捕獲へのフィールド提供など取組を強化します。

加えて、職員実行によるわな捕獲に向けた取組を進めるほか、ジビエ利用の取組についても、エゾシカの生体捕獲の実施箇所数を増やすなど一層の推進を図ります。

- 北海道においては、エゾシカによる森林被害対策として、林道除雪による捕獲環境の整備に取り組むほか、囲いワナを用いた生体捕獲を実施し、食肉処理業者とも連携し、捕獲個体の有効活用に向けた取組を行います。

また、国有林が取組を強化する市町村との連携捕獲事業について、市町村に周知し積極的な実施を促すほか、道による捕獲事業を国有林内でも実施します。

以上

【お問合せ先】

北海道森林管理局 計画保全部 保全課
担当者：鶴巻、藤本、久田
ダイヤルイン：011-622-5250
FAX番号：011-616-4021

北海道環境生活部環境局自然環境課
担当者：武田、三浦
ダイヤルイン：011-204-5205
FAX番号：011-232-6790

北海道水産林務部森林環境局道有林課
道有林管理係
担当者：本阿彌、新谷
ダイヤルイン：011-204-5519
FAX番号：011-232-4142

一般財団法人 北海道獣友会
担当者：齊藤
ダイヤルイン：011-747-2006
FAX番号：011-727-3020

【プレスリリース】
道有林における令和3年度狩猟期間の対応について

令和3年（2021年）7月30日

北海道水産林務部

平成30年11月に狩猟者の誤射により北海道森林管理局職員が死亡した事故を受け、道有林において措置していた入林規制を緩和し、令和2年度の狩猟期より認めた平日の銃猟目的の入林を、令和3年度も引き続き認めます。

1 これまでの狩猟期間の対応一般

- 平成30年11月に狩猟者の誤射により北海道森林管理局職員が死亡した事故を受け、狩猟期における平日の狩猟目的の入林を禁止しました。
- 令和元年度については、道では、北海道森林管理局や北海道猟友会と連携し、銃猟安全の徹底を図る実猟研修に取り組んだほか、安全な狩猟とエゾシカ捕獲の推進を図るために、平日狩猟を認める「安全狩猟モデル地区」を設定し（令和元年10月～2年3月）、安全対策等について検証し、明らかとなつた課題も森林室において対応可能であることがわかりました。
- 令和2年度については、道有林における銃猟の安全性が確保できると判断し、平日の銃猟目的の入林を認めることとしました。

◆◆◆◆◆

銃猟禁止区域での発砲と、熊を呼び寄せる恐れがある残滓の放置は、ルール違反であることはもとより、危険な行為であることから、引き続き、ルールやマナーの遵守と徹底を図り、令和3年度についても、道有林における平日の銃猟目的の入林を認めることとします。

2 令和3年度狩猟期間の対応

(1)銃猟安全対策の充実強化について

- ・ 北海道森林管理局及び北海道猟友会と連携し、銃猟目的の入林手続きや狩猟者登録などあらゆる機会を通じて入林規制や法令及びマナーの遵守と徹底を呼びかけます。
- ・ 関係機関と合同で安全パトロールを実施し、銃猟禁止区域での発砲などの違反行為者に対しては、以後入林を認めないと厳しく対応します。

(2)森林内作業者の安全対策について

- ・ 森林室職員は、蛍光オレンジの目立つ色の服装等や鈴、ホイッスルの携行を徹底し、道有林内で作業する事業体等には、目立つ色の服装の着用を要請します。

(3)銃猟立入禁止区域について

- ・ 各種森林作業や一般入林者が多い箇所等は銃猟立入禁止区域に設定し、林道等のゲート管理のほか、国有林と統一したデザインのぼりや注意喚起看板等を設置します。
- ・ 北海道森林管理局ホームページで、国有林と道有林の銃猟立入禁止区域について情報提供します。また、道有林課や各森林室のホームページに北海道森林管理局ホームページへのリンクを設定します。

3 道民の皆様の入林について

道有林では、従来から事故防止のため、狩猟期間中は一般の方々の入林を控えていただくようお願いしているところであり、令和3年度における狩猟期間についても道民の皆様には、引き続き同様の対応をお願いします。